

随意契約結果一覧

所属(課名) 地域福祉 課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
福祉医療費帳票発行作業電子計算システム業務委託(その1)	平成31年4月1日	株式会社松阪電子計算センター	5,153,851	5,153,851	福祉医療費帳票発行作業電子計算システムは、e-AD2汎用システムによって運用している。e-AD2汎用システムは、堺松阪電子計算センターに運用・保守等が委託されていることから、福祉医療費助成管理についても同社でないと行うことができないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号による随意契約を行う。	有	
松阪市福祉会館エレベーター保守管理業務委託	平成31年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 三重支店	575,520	570,240	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。 該当物件における機器の保守点検・運用に際し、納入業者での検査・点検が好ましいため随意契約とした。	無	
第二隣保館館内清掃業務委託	平成31年4月1日	企業組合中高年雇用福祉事業団	1651733	1566000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 「市民の社会福祉の向上及び人権問題の解決を図るための拠点施設」としての隣保館の役割から、「高齢者等の雇用の安定に関する法律」に定める目的(第1条)及び基本理念(第3条)に基づき、高齢者等の雇用の機会その他の多様な就業機会の確保等、福祉の向上を図り、もって社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業に係る「近隣住民における住民の生活の改善及び向上」に資することを目的とすることから、契約業者は高齢者の意識改革を図りつつ、自助、共助、公助の三助が結びついた豊かでたくましい高齢化社会の実現を目指し、共同の組織を設け、社会参加をすることを目的に設立された組織であり、かつ設立から現在に至るまでの取組は、高齢者の雇用機会の創出と就業機会の確保を図るものであり、隣保館業務の目的と合致するため。	無	
第二隣保館エレベーター保守管理業務委託	平成31年4月1日	三菱ビルテクノサービス株式会社 中部支社 三重支店	881280	881280	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号 設備開発業者のため	無	
第一隣保館エレベーター保守管理業務委託	平成31年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 三重支店	881280	881280	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号 本業務の目的は、設備の機能維持に必要な点検と故障の際の迅速な対応を委託し、利用者の安全を確保しようとするものである。業務目的を達成するには、定期点検に加え、日常的な運行状態並びに故障の前兆となる要因を遠隔監視することが求められる。当エレベーターに装備される遠隔監視システムを効果的に活用し、故障時の原因の究明及び迅速な機能回復を行い、製造、点検、故障対応などの一貫した責任を明確にするため、設備の開発業者である上記事業者を選定するもの。	無	

第一隣保館清掃業務	平成31年4月1日	企業組合三重中高年雇用福祉事業団	1242000	1242000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 本業務は「市民の社会福祉の向上及び人権問題の解決を図るための拠点施設」として隣保館が機能するため、「高齢者等の雇用の安定に関する法律」(昭和46年5月25日法律第68号)に定める目的(第1条)および基本理念(第3条)に基づき、高齢者等の雇用の機会その他の多様な就業機会の確保を図り、高齢者等の福祉の向上を図り、もって社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業に係る「近隣住民における住民の生活の改善の及び向上」に資することを目的とすることから、上記事業者は、高齢者の意識改革を図りつつ、自助、共助、公助の三助が結びついた豊かでたくましい高齢化社会の実現を目指し、共同の組織を設け、社会参加の場とすることを目的に設立された組織であり、かつ設立当初から現在に至るまでの取り組みは、高齢者の雇用の機会の創出と、就業機会の確保を図るもので、本業務の目的と合致することから、上記事業者を選定するものである。	無	
松阪市福祉会館昇降機修繕	令和1年9月27日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 三重支店	921800	921800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号による。 該当物件における機器の保守点検・運用に際し、納入業者での検査・点検が好ましいため随意契約とした。	無	
福祉医療費帳票発行作業電子計算システム業務委託(その2)	令和1年10月1日	株式会社松阪電子計算センター	3441900	3441900	福祉医療費帳票発行作業電子計算システムは、e-AD2汎用システムによって運用している。e-AD2汎用システムは、㈱松阪電子計算センターに運用・保守等が委託されていることから、福祉医療費助成管理についても同社でないと行うことができないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号による随意契約を行う。	有	